

○財務省告示第六十六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
平成二十一年二月十六日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年三月十日

財務大臣 与謝野 馨

- 一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十回）
- 二 発行の根拠の法律及びその条項 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十年法律第二十四号）第二条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条及び第六十二条第一項
- 三 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募集の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格
- 四 発行方法

六
イ
発

入 価 入
札 格 行 札
発 競 行 発
行 争 額 行

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 債 市 場
特 別 参 加 場
者 第 I 加 場
非 争 格 競
争 入 札 競

ニ

国 債 市 場
特 別 参 加 場
行 入 札 競
争 入 札 競

額 面 金 額 一 兆 八 千 百 十 八 億 円
の ち 平 成 二 十 年 度 にお ける 公
債 の 発 行 の 特 例 関 係 法 律 第
二 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行
し た 利 付 国 債 に つ い て は 、 額 面
金 額 で 七 千 六 百 七 十 七 億 七
百 十 万 円 、 特 別 会 計 関 係 法
律 第 十 四 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い
て は 、 額 面 金 額 で 二 千 三 百 四
十 八 千 四 百 五 十 五 億 三 千 九 十
五 万 円 に 基 づ き 発 行 し た 利 付
国 債 の 規 定 に 基 づ き 額 面 金 額
九 十 七 億 七 百 四 十 五 万 円
特 別 会 計 関 係 法 律 第 四 十 七
条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額
三 億 五 千 二 百 万 円
特 別 会 計 関 係 法 律 第 四 十 七
条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額
百 三 十 一 億 円
特 別 会 計 関 係 法 律 第 四 十 七
条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額
百 三 十 一 億 円
特 別 会 計 関 係 法 律 第 四 十 七
条 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利
付 国 債 に つ い て は 、 額 面 金 額

の経利入価・別債行争非者特国札
払過 札格第参市及入価・別債発
込利 発競 II 加場び札格第参市行
み子率行争非者特国発競 I 加場、

銭

(一) 年

○ 募入八パーセント
は、募入八パーセント
式に、払込金額に
十号により規定する
むもこのとにする。
期た金の額を第
日額を第
払を第
い第
込二算者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{58}{365}$$

(二)

に係る所得税が源泉徴収の利子
に係る所得税が源泉徴収の利子
口座に記載又は記録されるもの
の口座に記載又は記録されるもの
より算出した金額を乗じた金額
額に百分の二十を乗じた金額
(一) 額に百分の二十を乗じた金額
に、前記の算法による算出し
は、前記の算法による算出し

十四 初期利子

た金額に当該非居住者又は外国
の税率を乗じた金額を控除
することができる。

平成二十一年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎を、六月二十日及び十二月二十
日を、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

十六 償還金額

平成二十五年十二月二十日

十七 償還金

額面金額百円につき百円

十八 元金

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年二月十六日